

時計、書箱、乗車券箱、乗車券貯蔵箱、公印(駅印) ⑤ 雑消耗品 一部を国鉄が負担する。⑥ 薪炭・洗剤・水料 受託人の負担とする。⑦ 業務上必要な図書費・証券および帳表 国鉄負担とする。⑧ 光熱費 外灯、待合室・事務室用電灯程度を標準として駅ごとに定量または定額を定め、この定額料金は国鉄負担とし、その他は受託人の負担とする。⑨ 通信費 国鉄の負担とする。ただし公衆電話は維持料および業務上必要な市外通話料にかぎる。

(イ) 施設および用地 ① 委託業務を遂行するために必要な駅施設およびこれに関連する用地は、国鉄がこれを受託人に提供して使用させ、国鉄は駅とむねの宿舎およびこれと関連する用地を、受託人に有償で使用させることができる。② 国鉄が必要と認めた駅施設の修理は、国鉄の負担とする。

(ロ) 再委託の禁止

国鉄の委託した業務を、いかなる理由によっても、本契約の駅以外の場所で行い、または国鉄の承認した場合を除いて、第三者にこれを委任してはならない。

(ハ) 経営監査

国鉄は指導監査のほか、受託人の経営内容について監査することができる。

(ニ) 契約の解除(略)

イ 通常の業務委託駅の委託契約

(ア) 委託業務の種類 ① 乗車券類の発売 ② 手小荷物・貨物の受託および引渡事務 ③ 託送郵便物の取扱 ④ 一時預り携帯品の取扱 ⑤ 小口貨物の積卸作業 ⑥ 前各号に付帯する業務。ただし貨物引換証の発行、各種証明書の発行、事故の処理、旅客運賃・料金の払いもどし等は委託しないが、荷物事故に関しては、その要旨を管理所長に通報することになっている。

(イ) 委託料金 広告取次手数料を除き、転換駅の場合と同様である。

(ロ) 受託人に交付または貸与する物品 国鉄が必要と認めるものを受託人に交付または貸与する。

(ニ) 駅施設および用地 国鉄は提供しない。

(ホ) 担保 原則として徴収しない。

(ロ) 再委託の禁止 以下転換駅の場合とはほぼ同様である。

ウ 簡易委託駅における乗車券の委託販売契約

(ア) 委託業務の種類 ① 乗車券類の発売 ② 前号に付帯する業務。

(イ) 委託料金 乗車券類の委託販売に対する運賃・料金の割引額は、転換駅の場合に同じ。

(ロ) 受託人に貸与される物品 国鉄が必要と認めるものを受託人に貸与する。

エ 自動車線と鉄道との接続駅における小口貨物の貨物自動車積卸作業の委託契約

(ア) 受託人 積卸作業の受託人は、その駅に所在する一般免許を受けた通運事業者とする。

(イ) 委託業務の種類 ① 発送・到着または中継にかかる小口貨物の貨物自動車積込および取卸作業 ② 積卸場所と受授場所との間の運搬作業 ③ 積卸作業に伴う積付の整理作業。

(ロ) 委託料金

通運事業運賃料金 4 号級適用駅

積込および取卸し 各 100 kg につき 7 円

その他 " " 7.5 円

5 国鉄自動車の駅の種類

国鉄自動車の駅は、総数 6,057 駅(昭和 32・7 現在)設置されているが、その種類および駅の業務範囲はつぎのとおりである。

(1) 駅員配置駅

自動車と接続する鉄道の駅で、自動車の業務をあわせ行うものと、自動車線内に設置されたものがある。国鉄自動車の路線は、すべて鉄道を起点または終点として設置されているので、接続駅は 500 駅に近く、自動車線内の駅員配置駅は、昭和 27 年以降業務委託駅に転換したので、現在は特別な事情のある数駅が残っているだけであるが、これも近く転換される予定になっている。

(2) 業務委託駅

これには 7 種類がある。

ア 一般運輸営業を行う業務委託駅

この種の業務委託駅は、従来一般運輸営業を行っていた駅員配置駅を、そのまま委託駅に移したものと、その後必要と認めて業務委託駅を昇格させた少数のものとなる。業務委託という名称は部内的な経営方式であって、国鉄と旅客・荷主との対外的な関係は、直営の駅員配置駅と何ら差異はない。

イ 旅客、到着手荷物、小荷物および貨物にかぎり取扱う業務委託駅

この種の駅は乗車券の発売をしないので、したがって手荷物の受託もしないが、他の業務は行う駅である。この駅からも旅客は乗降で

車 内 乗 車 券

甲冊 No.
見 本
No 0025

自動車券

鳥山自動車営業所
乗務員発行

駅名	大子	上野	岩倉	依田	明神	谷川	大井	大井	新大井	健井	馬場	田代	小川	谷田	谷田	七井	仲井	鳥井	田代	黒田	十井	中井
駅名	切井	坂井	田代	久井	武井	富井	興井	境井	小井	杉井	田代	市井	東井	宇井	都井							
運賃	200	100	90	80	70	60	50	40								1	2	3	4	5	6	
手荷物	35	30	25	20	15	10	5	3								7	8	9	10	11	12	
小荷物																1	2	3	4	5	6	
貨物																7	8	9	10	20	30	

車内乗車券 第 4 種補充片道自動車線用 (2 片制)

No. 4

毛馬内町 ↔ 毛馬内

通用有効日 2 日

3 等 10 円

車内乗車券・第 2 種常備
片道自動車線大人用 (1 片制)

車内乗車券 第 5 種特殊
片道自動車線用
(1 片制)

口三	通	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
下吉	東敦	會東	原伊	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎	四郎
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田